

2024 年度秋学期
横浜国立大学経済支援制度申請
募集要項
(2020 年 3 月以前入学外国人留学生対象)

【注意!】

この募集要項は、2020 年 3 月以前に入学した留学生が対象です。

学籍番号が 20 から始まる留学生は、「2020 年 4 月以降入学外国人留学生対象」の募集要項を参照してください。

目 次

1. 秋学期申請手続きについて(概要) … 1
2. 授業料免除・徴収猶予 … 5
3. 大学推薦奨学金登録 … 8
4. 問い合わせ先 … 10
5. 【参考】学部・大学院(修士)標準修得単位数表 … 11

学務・国際戦略部
学生支援課、グローバル推進課

1. 秋学期申請手続きについて(概要)

(1) はじめに

横浜国立大学で取り扱う下記制度への申請を希望する場合は、本要項の説明に従い、申請書と必要書類を指定期間内に提出してください。

1) 授業料免除・徴収猶予

経済的理由等によって、授業料の納付が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額もしくは半額が免除、又は納付期限が一定期間猶予される制度です。

2) 大学推薦奨学金の登録

大学を通じて各奨学金財団に推薦する奨学金の、学内選考に用いる基礎データを登録します。大学の推薦が必要な奨学金に応募する者は、必ず登録する必要があります。

(2) 申請スケジュール・申請方法

申請に係るスケジュール及び申請方法は以下の通りです。

1) 申請スケジュール

授業料免除・徴収猶予／大学推薦奨学金登録

申請受付期間	<u>2024 年 10 月 3 日(木) ～10 月 14 日(月) 17:00</u>	下記 2) 申請方法を参照の上申請してください。
在留カード情報提出期限 (在留資格「留学」)*	<u>2024 年 11 月 29 日(金)</u>	
授業料免除・徴収猶予結果発表	<u>2024 年 12 月 18 日(水)</u>	大学推薦奨学金登録には結果発表はありません。

※ 在留資格「留学」を取得見込み又は更新手続き中で申請を行う者は、申請受付期限までに申請手続きを行った上で、在留資格「留学」を取得後、在留カード情報を「[横浜国立大学 在留カード提出フォーム](#)」から提出してください。期日までに提出がない場合は、授業料免除は「不許可」となり、大学推薦奨学金には登録されません。事情により期限までに在留カード情報が提出できない場合は個別にご相談ください。

〈横浜国立大学 在留カード提出フォーム〉

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=odlf-lcmioj-93336d03e96141a281559697913c2f69>

2) 申請方法

下記ウェブサイトから申請様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、オンラインフォームから提出してください。

<https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/tuition/>

《オンラインフォーム》

申請期限までに、下記の申請フォームから申請してください。申請受付のメールを必ず保管してください。

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=odlf-lcrdnh-09003352518c288a9f99d361315d1a97>

(3) 秋学期の申請について

授業料免除・徴収猶予及び大学推薦奨学金登録は、学期ごとに申請する必要があります。希望する場合は秋学期も忘れずに申請してください。授業料免除については、選考は学期ごとに行われるため、春学期の結果が秋学期にもそのまま適用されるわけではありません。学期ごとの結果発表を必ず確認してください。

【授業料免除・徴収猶予】

申請後に下記に該当する事項*が生じた場合は、授業料免除・徴収猶予の対象にはなりませんのでご注意ください。

*各学期（春学期：4月～9月、秋学期：10月～3月）の途中で休学又は卒業もしくは修了する予定となっている場合

*在留資格が「留学」以外に変更された場合

(4) 提出書類

下記の表で必要な書類を確認の上、提出してください。なお、両方の制度へ申請を行う場合、提出書類は1部のみで構いません。

提出書類	授業料免除・徴収猶予	大学推薦奨学金登録
1) 申請書・チェックリスト（様式1）	○	○

2) 家計調書(様式 2) ※ 日本在住の家族に、就学者がいる場合、 特別控除に該当する世帯の場合は、 所定の確認書類を併せて提出すること	○	
3-1) 収入状況申告書(様式 3-1) ※ 給与等が支給された月(仕事をした月ではありません)を支給月とみなして記入すること	○	
3-2) 【家族用】収入状況申告書(様式 3-2) ※ <u>日本在住の家族がいる場合、本人・就学者・乳幼児を除く全員の申告書を提出すること</u> ※ 給与等が支給された月(仕事をした月ではありません)を支給月とみなして記入すること	(○)	
4-1) 在留カード貼付用紙(様式 4-1) ※ 在留カード両面のコピーを貼付	○	○
4-2) 【家族用】在留カード貼付用紙(様式 4-2) ※ <u>日本在住の家族がいる場合のみ、全員の在留カードのコピーを提出すること</u> ※ 在留カード両面のコピーを貼付	(○)	
5-1) 収入証明書 ※ 給与明細又は通帳のコピー ※ 2024 年 1 月～6 月入金分をすべて提出	○	
5-2) 【家族用】収入証明書 ※ <u>日本在住の家族に「収入がある者」がいる場合のみ、全員の証明書を提出すること</u> (就学者、乳幼児分は不要) ※ 給与明細又は通帳のコピー ※ 2024 年 1 月～6 月入金分をすべて提出	(○)	
5-3) 【家族用】無収入証明書 ※ <u>日本在住の家族に「収入がない者」がいる場合のみ、全員の証明書を提出すること</u> (就学者、乳幼児分は不要) ※ 最新の「非課税証明書」又は「課税証明書」	(○)	
6) 推薦書(様式 5) ※ 博士後期課程に在学する者で、授業料免除・徴収猶予に申請する場合は提出すること	(○)	

(5) 注意事項

- ・ 一度提出された書類の閲覧・貸出・返却はいたしません。
- ・ 申告内容の虚偽や懲戒の対象となり得る行為の事実が判明した場合は、「申請無効」又は「申請無効による結果取消」となる場合があります。
- ・ 学内掲示板又は[学生支援課ウェブサイト](#)に掲載した事項はすべて伝達されたものとみなされ、掲示を見なかったという理由で事後に異議を申し立てることはできません。
- ・ 確認事項がある場合は、原則として在學生は申請書類に記載された YNU メールアドレス宛てに連絡します。1 日に一度は YNU メールを受信ボックスを確認するようにしてください。なお、指定された期日までに回答・書類の提出等がなかった場合、審査の上で不利になる、又は選考対象から外れる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 申請は年度ごとに行う必要があります。今回の申請は「2024年度秋学期分」の経済支援制度についての申請です。

2. 授業料免除・徴収猶予

(1) 制度の概要

授業料免除・徴収猶予は、経済的理由等によって、授業料の納付が困難な日本人学生及び外国人留学生に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額もしくは半額が免除、又は納付期限が一定期間猶予される制度です。

(2) 申請資格

授業料免除・徴収猶予に申請するには、以下の申請資格のうち、1)～3)のすべてを満たし、かつ、(a)または(b)のいずれかに該当する必要があります。

1) 2024年10月1日時点で本学の学部又は大学院の正規課程に私費外国人留学生として在学する者。

- ・ 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、及び私費外国人留学生のうち独立行政法人国際協力機構、世界銀行、外国政府その他の機関が授業料を負担する、又は当機関から授業料相当額の支給を受ける者は、免除申請の対象となりません。

2) 日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者、又は取得見込みの者。

3) 2)で述べた「留学」の在留資格については、対象となる学期をつうじて有効であること又は更新見込みであること。

(a) 経済的理由によって授業料の納付が困難である者。…「一般申請」に該当する者。

- ・ 各学期(春学期:4月～9月、秋学期:10月～3月)の途中で休学または卒業もしくは修了する予定となっている場合、その学期は審査の対象者とはなりません。

(b) 前学期において、日本に在住する学資負担者の死亡、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。…「特別の事情による申請」に該当する者。

- ・ 前学期とは、秋学期申請分については2024年4月1日から2024年9月30日までの期間です。
- ・ 学資負担者とは、本人の学資を主として負担している者です。学資負担者は、日本国内に在住している同一世帯の者に限ります。
- ・ 風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものとし、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるものです。
- ・ 「特別の事情による申請」の該当者は、事前に学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(3) 選考方法

「一般申請」に該当する者は「学業成績」及び「経済状況」に関する審査があります。「特別の事情による申請」に該当する者は、「経済状況」に関する審査があります。

【「学業成績」の審査について】

- ・「学業成績」は、前年度までの成績等によって審査を行います。
- ・在学期間が最短修業年限を超えた者（休学期間は在学期間には含まれません）は、原則として、「不適格」となりますが、最短修業年限超過 1 年以内の場合のみ、その理由によっては、「適格」となる場合があります。
- ・学業審査が「不適格」の場合は、どんなに経済状況が悪くても「不許可」になります。
- ・授業料免除・徴収猶予における「学業成績」の審査基準は以下の通りです。

学部	学部の定める標準単位数*を修得し、かつ、修得単位数の 60% 以上が「良」以上の成績である者。
博士課程前期 (修士)	大学院の定める標準単位数*を修得し、かつ、修得単位数の 60% 以上が「良」以上の成績である者。
博士課程後期	指導教員の推薦する者。

* 各学部及び大学院の定める標準単位数については、p. 11 で確認してください。

【「経済状況」の審査について】

- ・「経済状況」は、申請者本人及び生計を同一にする世帯(日本在住の家族のみ)全体の経済状況によって審査を行います。日本にいる家族に、就学者・障がい者・長期療養者（申請前 1 年以内の療養費の自己負担による支出額合計が 20 万円以上の場合に限る。）のいる世帯、母子父子世帯、災害による被害を受けた世帯は、それを証明する書類の提出があれば考慮して審査を行いますので、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

※免除に係る予算が限られているため、申請者多数の場合は、審査を通過しても免除を受けられない場合があります。その場合は、「学業成績」の高い順に免除されます。

(4) 選考結果

学期ごとに「全額免除」「半額免除」又は「不許可」の結果を発表します。

【発表日】秋学期:2024年12月18日(水)

- ・発表日は予定日です。状況によって変更になる場合もあります。変更する場合は、[学生支援課ウェブサイト](#)でお知らせします。

【発表方法】「[学生情報システム](#)」

<https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/WebInfo/p/LogIn.aspx>

(各自のIDとパスワードでログインしてください。)

- ・個人情報保護のため、掲示による発表は行っていません。又、個人宛の通知や電話による結果の通知も行っていません。
- ・「[学生情報システム](#)」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、経済支援係窓口(学生センター2階1番窓口)にお越しください。窓口へ来ることが難しい場合は、必ず申請者本人のYNUメールアドレスを使用し、学生証を撮影した画像を添付したうえで、選考結果の開示を希望する旨のメールを経済支援係(gakusei.keizai@ynu.ac.jp)へ送信してください。

【納付期限／口座引落日】

- ・免除結果が「全額免除」の者は、授業料の引落しはありません。
- ・免除結果が「半額免除」もしくは「不許可」の者、又は「徴収猶予のみ申請者」で、
 - 徴収猶予結果が「不許可」の者又は「免除のみ申請者」は、
【秋学期:2025年1月27日(月)】に登録口座から自動引落があります。
 - 徴収猶予結果が「許可」の者は、
【秋学期:2025年2月27日(木)】に登録口座から自動引落があります。

【注意事項】

- ・申請した学生は、審査の結果が発表されるまでは全員、授業料の徴収が猶予されます。通常の引落日予定日には、授業料の引落しはありません。
- ・所定の期日までに授業料の納付がない場合、「除籍」になりますので、必ず納付期限を守ってください。
- ・選考は学期毎に行われるため、春学期の結果が秋学期にもそのまま適用されるわけではありません。

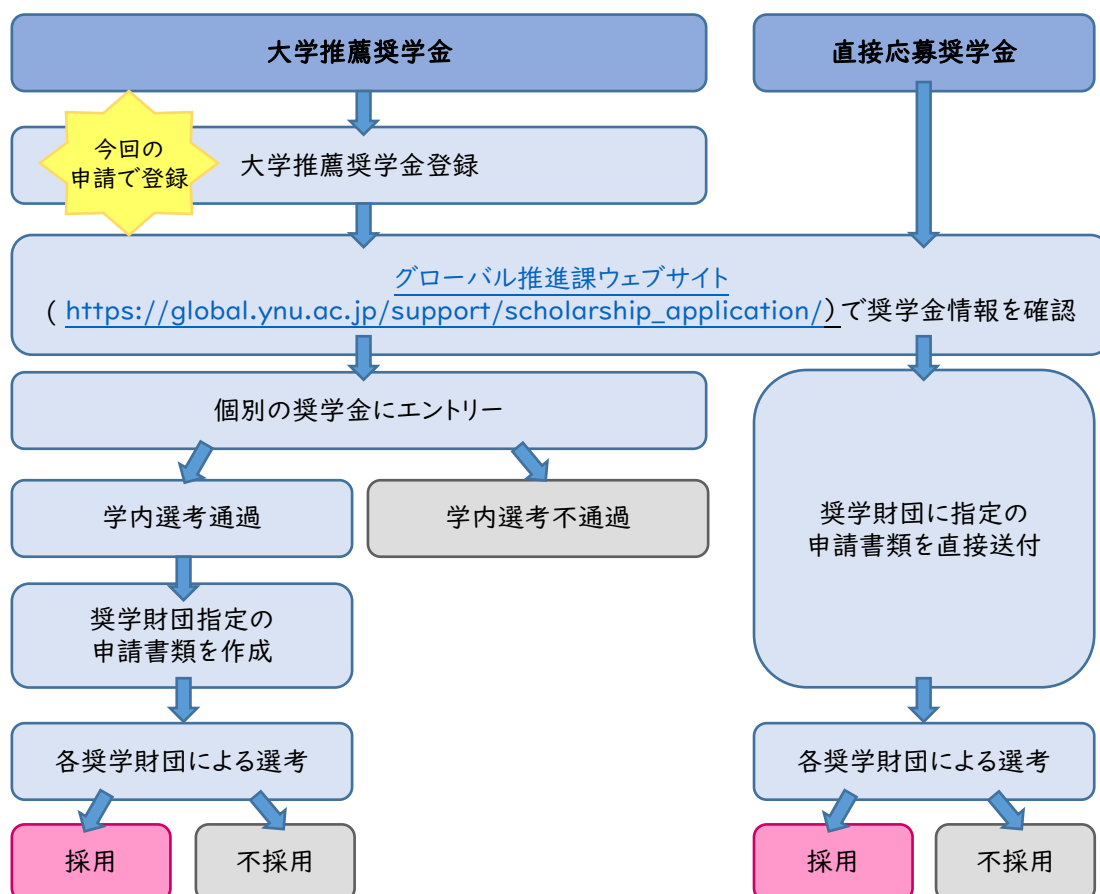
3. 大学推薦奨学金登録

(1) 制度の概要

私費外国人留学生を対象とした奨学金には、応募の際大学の推薦が必要な「大学推薦奨学金」と、学生が奨学財団に直接応募できる「直接応募奨学金」の2種類があります。大学推薦奨学金登録は、「大学推薦奨学金」の学内選考に用いる基礎データを登録するための制度です。

【重要】 大学推薦奨学金登録をただだけでは奨学金に応募したことにはなりません。登録後、学内掲示板又はウェブサイトで奨学金情報を確認し、個別の奨学金にエントリーしてください。

《奨学金応募の流れ》



(2) 対象期間

今回の登録は、2024年度秋学期以降から2025年度春学期当初に学内募集をする奨学金が対象となります。この期間に大学推薦奨学金への応募を希望する場合は、必ず登録をしてください。なお、支給開始が2025年4月以降であっても、募集が2024年度に行われることもありますのでご注意ください。大学推薦奨学金登録は、毎学期行う必要があります。希望する場合は秋学期も忘れずに申請してください。

(3) 申請資格

大学推薦奨学金登録に申請するには、以下のすべての申請資格を満たす必要があります。

- 1) 2024年10月1日時点で本学の学部もしくは大学院の正規課程に在学している者。
- 2) 日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる「留学」の在留資格を有する者、又は取得見込みの者。
- 3) 2)で述べた「留学」の在留資格については、対象となる学期をつうじて有効であること又は更新見込みであること。

(4) 選考方法

【学部及び大学院の修士課程又は博士課程前期】

各学部及び大学院における学業成績(前学期までの通算 GPA)により順位付けを行います。

【大学院の博士課程後期】

修得済み単位の成績のほか、これまでの査読論文の出版や賞の受賞など、学業成績が優秀と認められる根拠を踏まえて、順位付けを行います。

(5) 選考結果

大学推薦奨学金登録には結果発表はありません。

なお、大学推薦奨学金登録をただけでは奨学金に応募したことにはならないため、登録後、[グローバル推進課ウェブサイト](#)で奨学金情報を確認し、希望する個別の奨学金にエントリーしてください。個別の奨学金の学内選考結果については、選考通過者にのみメールで通知します。奨学金応募の流れについては、p.8を確認してください。

4. 問い合わせ先

授業料免除・徴収猶予

学生支援課経済支援係

E-MAIL:gakusei.keizai@ynu.ac.jp

私費外国人留学生対象奨学金担当

グローバル推進課留学生係

E-MAIL:kokusai.shien@ynu.ac.jp

住所:〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8

窓口:土日祝休日除く 8:30～12:45、13:45～17:00(学生センター2階)

授業料免除・奨学金情報(学生支援課ウェブサイト):

<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

※ 申請書類に記載された情報は、経済支援制度に係る選考及び在留資格情報の確認のために利用され、その他の目的には利用されません。

【参考】学部・大学院（修士） 標準修得単位数表
(2024年度秋学期 授業料免除・徴収猶予申請に係る「学業」審査用)

[Reference]List of Standard Number of Credits
for Academic Assessment of Tuition Waiver/ Deferment (Fall Semester 2024-2025)

2024年10月1日時点 As of October 1, 2024
※各設定単位数は変更になる場合があります。
* The number of credits is subject to change.

〈学 部 Undergraduate〉

※休学歴のある者は在学月数で確認すること。 Those who had temporary leaves of absence from YNU should refer to the number of enrollment months below. 在学月数（休学期間は除く） The number of enrollment months (except months of temporary leaves) ※月始め（1日）に在学していれば、その月は在学月として数える。 Count the month as an enrollment month.		新入生 24秋入学 New students entering in Fall 2024	1年生 24春入学 New students entering in Spring 2024	2年生 23秋入学 2 year entered in Fall 2023	2年生 23春入学 2 year entered in Spring 2023	3年生 22秋入学 3 year entered in Fall 2022	3年生 22春入学 3 year entered in Spring 2022	4年生 21秋入学 4 year entered in Fall 2021	4年生 21春入学 4 year entered in Spring 2021	(参考) 卒業単位数 (Reference) Credits required for graduation
		1～6か月	7～12か月	13～18か月	19～24か月	25～30か月	31～36か月	37～42か月	43～48か月	
教育学部 Education		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	16	33	49	66	82	99	130 (ただしカリキュラム年度が「2020」以前の「特別支援教育」学生は132)
経済学部 Economics		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	一般、DSEP、LBEEP 124 GBEEP 132
経営学部 Business Administration	一般 General	全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	124
	社会人 Adult	全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	124
	GBEEP	全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	16	33	49	66	82	99	132 ※カリキュラム年度が「2022」以前の学生のみ。 *Only for those enrolled in or before 2022.
	DSEP	全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	124
理工学部 Engineering Science		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	124
都市科学部 ※YCCS、ソクラテスは都市科学部と同様 Urban Sciences *including YCCS and Socrates		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	15	31	46	62	77	93	124

〈大学院（修士） Graduate School (Master's program)〉

※休学歴のある者、留年している者は在学月数で確認すること。 Those who had temporary leaves of absence from YNU should refer to the number of enrollment months below. 在学月数（休学期間は除く） The number of enrollment months (except months of temporary leaves) ※月始め（1日）に在学していれば、その月は在学月として数える。 Count the month as an enrollment month if you are enrolled as of the 1st of the month.		新入生 24秋入学 New students entering in Fall 2024	新入生 24春入学 New students entering in Spring 2024	2年生 23秋入学 2 year entered in Fall 2023	2年生 23春入学 2 year entered in Spring 2023	(参考) 修了単位数 (Reference) Credits required for completion
		1～6か月	7～12か月	13～18か月	19～24か月	
教育学研究科 Education		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	4	15	30
教育学研究科（教職大学院） Education (Professional School)		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	8	20	46
国際社会科学府 International Social Sciences		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	8	16	32 36 (38)
理工学府 Engineering Science		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	7	15	30
環境情報学府 Environment and Information Sciences		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	7	15	30
都市イノベーション学府 Urban Innovation		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	7	15	30 (Y-GSAの副専攻プログラムの場合は40) (40 in case of the minor program of Y-GSA)
先進実践学環 Innovative and Practical Studies		全員適格 everyone is qualified	全員適格 everyone is qualified	7	15	30

※大学院（博士）においては、指導教員が推薦する者を「学業」審査の適格者とします。For doctoral programs, those recommended by their supervisors are qualified for academic assessment.